

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

I 2009

好評連載

生保提案の達人

「商品別・クレームへの対応方法」

.....
どうなる? 相続税制

「課税方式変更は先送りか」

特集

危機回避のための家計アドバイス マネープランの再構築術と今後の対応策



特別企画

新窓販国債の仕組みと活用法

税金教室

●第10回のテーマ●

確定申告



タックス博士



落合会計事務所

北岡 慧太

博士 いよいよ確定申告の時期が近づいてきましたね。所得の内容、所得控除、税額控除など、確定申告に必要な内容は一通り勉強しましたね。2人とも覚えていましたか？

香織 給与所得、不動産所得、事業所得などの10種類の所得があります。住宅ローン控除は税額控除でしたよね。

大輔 香織さん、勉強していますね。所得控除には、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除などがありました。

博士 2人ともしっかり復習ができていますね。今回はそれらを踏まえて、確定申告について勉強しましょう。まずは、確定申告をしなければいけない人は、どういった人だったか覚えていますか？

大輔 たしか給与の収入金額が2000万円を超えている人と…。

香織 2カ所以上から給与の支給を受けている人ですね。

博士 そうですね。確定申告をしなければいけない人は、年収が2000万円を超える人、複数箇所から給与をもらっている人、給与

以外の所得が20万円超の人ですね。あとは、年末調整を行ったサラリーマンでも確定申告をする場合と税金が返ってくる場合がありますね。

大輔 医療費控除、寄附金控除、雑損控除と住宅ローン控除の最初の年の人ですね。

博士 そのとおりです。では、これから確定申告の流れを確認しましょう。

給与収入分については源泉徴収票が利用可能

博士 図表1を見てください。まずは、STEP1です。10種類の所得のうち、それぞれ年間でどれだけの収入があるのかを計算します。そして、給与や事業所得などの総合課税のものは、給与所得控除や必要経費などを差し引いた所得金額をすべて合算し、総所得金額を計算します。

香織 もし、私や大輔さんに不動産所得があり、確定申告をする場合には、不動産所得の計算のほかに、給与収入については源泉徴収票を添付するだけでいいのでは

うか？

博士 香織さん、いい質問です。給与のほかに所得がある人の場合は、必ず源泉徴収票の添付が必要となります。年末調整を行っていただきますので、その時点で所得控除などを考慮した後の税金が記載されているからです。給与に関しては年末調整の段階で、STEP4まで終了していることになりました。

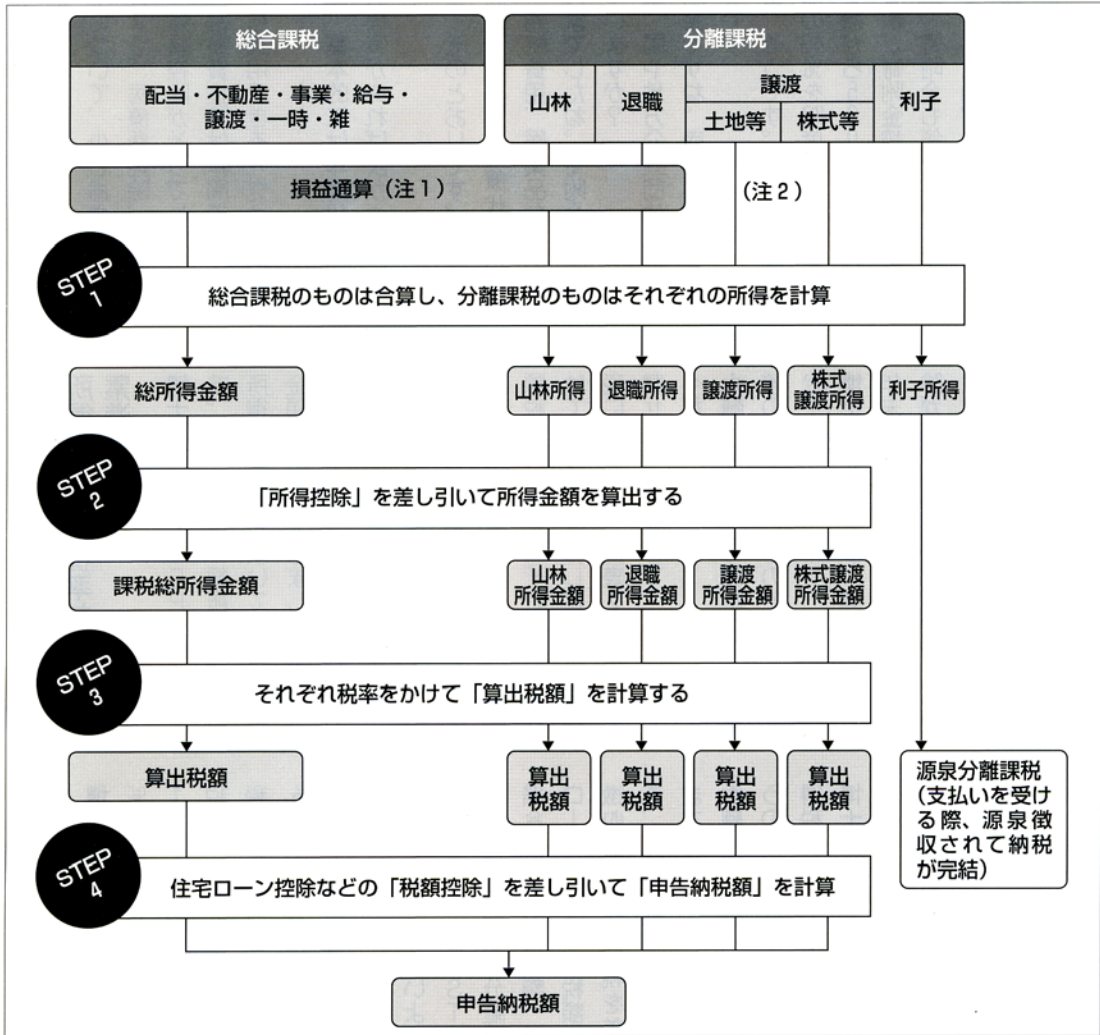
香織 では、源泉徴収票に記載のある金額を確定申告書の必要箇所に記入すればいいわけですね。

大輔 ほんとに会社には感謝ですね。

博士 そのとおりです。もし、源泉徴収票をなくした場合は、再発行をしてもらってくださいね。では、続いて分離課税です。分離課税のものは、他の所得と分けてそれぞれの所得を計算することになります。分離課税には、不動産の売却や上場株式の譲渡などがありました。

香織 上場株式の譲渡では、証券会社に特定口座を開設して、源泉徴収ありとすれば、申告の必要がなくなるのですね。

図表1 所得税の計算の流れ



(注1) 不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）することができる。ただし、不動産所得の一部の損失については、損益通算できない。
 (注2) 土地等の譲渡については、損益通算ができない。ただし、一定の居住用財産の譲渡損失については、損益通算することができる。

博士 そつです。あと、配当は通常総合課税されますが、上場株式の配当については「申告不要」という制度があるので、確定申告の必要はありませんでした。では先へ進みます。

**領収書や証明書は
しっかり保管しておく**

博士 続いては、課税総所得金額の計算を見ましょう。STEP 2 になります。先ほど計算された総所得金額から所得控除を差し引いて計算されるものが、課税総所得金額となります。所得控除には、たくさん種類がありましたね。

香織 医療費控除や生命保険料控除、社会保険料控除ですよ。あとは、年末調整のときに勉強した扶養控除や配偶者控除もありましたね。

大輔 所得控除って、領収書や控除証明書などの添付が必要なので、書類管理が大変な印象が強いです……

博士 大輔くん、税金を少なくするためと思って、しっかり資料は

残しておいてください。では、

確定申告でしか控除できない所得控除について、少しおさらいをしましょう。医療費控除、寄附金控除、雑損控除がそうでしたね。まず、医療費控除は年間でいくら以上から適用できるか覚えていますか？

香織 基本的には年間10万円以上の医療費があればよかったですね。

博士 そのとおりです。医療費の範囲は、診察・治療代、入院費用、通院費用、医薬品などの購入も対象でしたね。寄附金控除は覚えていますか？

大輔 国や地方公共団体に対する寄附金ですね。赤い羽根募金も寄附金です。

博士 そうです。寄附金は総所得金額の40%を限度として、寄附した金額から5000円を差し引いた金額が寄附金控除となります。**香織** 寄附金も領収書や証明書が必要でしたね。

博士 税金が減るということは、国としての収入が減るわけですので、それなりの根拠が必要ということですね。

ことですね。

所得が多いと税率も上がる 累進課税制度

博士 では、STEP3に移ります。これまでは、総所得金額から所得控除を差し引いて課税総所得金額を計算してきました。このSTEP3では、算出税額（年間の所得税額）を計算していきます。

総合課税は累進課税となりますので、課税総所得金額が多いと、その分、税率も高くなります。分離課税も同様にそれぞれの税率をかけて所得税を計算します。総合課税については、**図表2**に税率表を載せてありますので、参考にしてください。

大輔 博士、この税率って年末調整のときと同じものではないですか？

博士 そのとおり、同じですね。年末調整というのは、一部所得控除が少なくなった確定申告ともいえます。

香織 高額所得者の人は、収入の半分を税金で支払っているという話をよく聞きますが、1800万円

円以上だと40%も税金になるのでですね。

博士 実際には、住民税も一律10%かかりますので、課税所得金額1800万円以上の部分は、所得税と合わせて50%、つまり半分は税金として収めなくてはなりません。収入が多いと税金も多くなる、これが累進課税の特徴ですね。

博士 さて、いよいよSTEP4です。ここでは、STEP3で計算した算出税額（分離課税がある場合は、その合計額）から、住宅ローン控除などの税額控除や源泉徴収された所得税を差し引きして、実際に納付する税額を計算します。

香織 源泉徴収された所得税というのは、給与から天引きされた所得税のことですね。

博士 そうです。給与や年金の場合、源泉徴収票に所得税の金額が記載されています。税額控除では、住宅ローン控除が重要でしたね。確定申告が必要なのは適用最初の年分のみですよ。2年目以降は、年末調整を受けることができます。

図表2 所得税の税率表（総合課税）

課税所得金額	税率	控除額
195万円未満	5%	0円
195万円以上330万円未満	10%	97,500円
330万円以上695万円未満	20%	427,500円
695万円以上900万円未満	23%	636,000円
900万円以上1800万円未満	33%	1,536,000円
1800万円以上	40%	2,796,000円

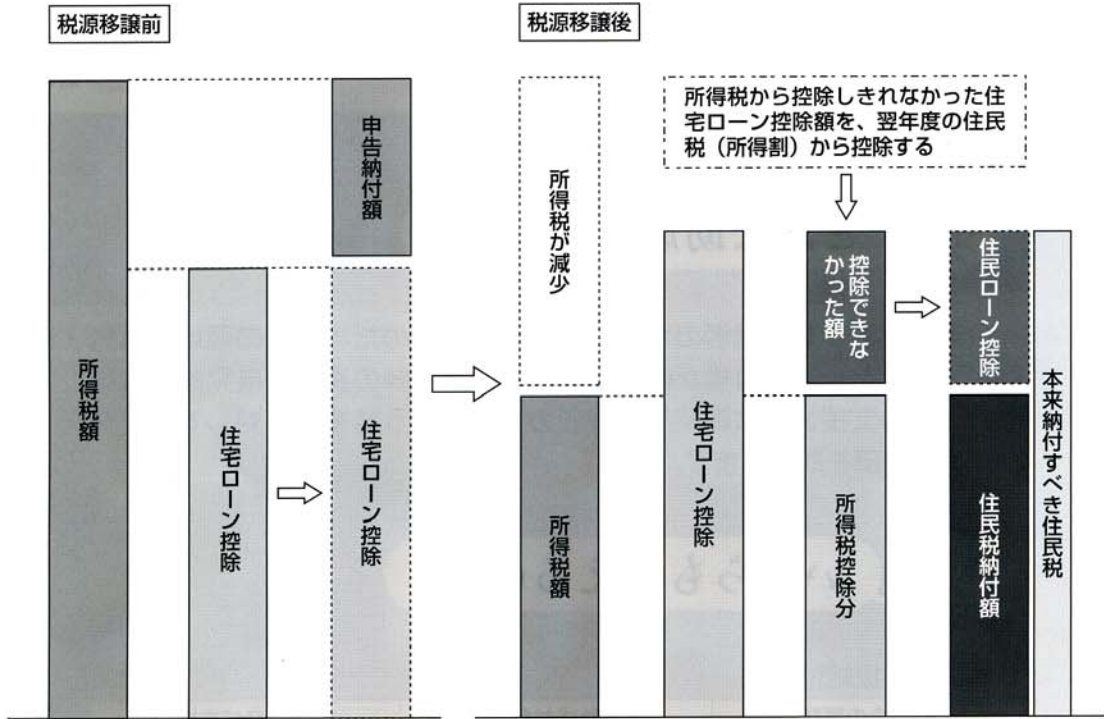
税源移譲による 影響も確認してあげよう

博士 平成19年に「税源移譲」という言葉が話題になりましたね。この税源移譲、どういう制度が存じますか？

大輔 ニュースなどで聞いたことがありますよ。住民税が高くなる

1からはじめる税金教室

図表3 住宅ローン控除における税源移譲の影響



って話ですよね。

香織 所得税が減少して、住民税がその分増加する制度ですよね。しかし、住宅ローン控除にも影響が出るって聞いたのですが…。

博士 そうですね。「税源移譲」とは、国税である所得税を減らし、その分を地方税である住民税へ移行していくという制度ですね。しかし、税源移譲の関係で住宅ローン控除に問題が発生する結果となりました。税源移譲により所得税が減少するため、年末調整や確定申告で住宅ローン控除の満額減税が受けられない、という状況が出てきたわけです(図表3)。

大輔 国の政策で、税額控除が受けられなくなるのはおかしな話ですよね。

博士 そうですね。このような事態に備えて「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別控除」が新たに創設されました。これは、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額を、住民税から控除できるようにした制度のことです。

香織 つまり、住宅ローン控除を所得税と住民税で控除できるよう

源泉徴収票等はしっかりと管理しておきましょう。住宅ローン控除対象者は、住民税の申告が必要な場合もあります。



になったのですね。手続きは所得税の確定申告でできるのでしょうか？

博士 いいえ、所得税の確定申告では、住民税までは自動で計算はしてくれません。別途、お住まいの市町村への申告が必要となります。住宅ローン控除の対象者は、控除がどうなっているかをしっかりと把握し、申告が必要な場合は忘れないようにしてくださいね。

申告期限は、所得税と同じく3月15日となっています。

大輔・香織 今回の大事なポイントを知ることができました。博士、どうもありがとうございます。